

# 令和8年第4回恵那市教育委員会会議録

開催日時 令和8年3月25日(水) 午後1時30分～

開催場所 恵那市役所 西庁舎 4A会議室

出席委員 教 育 長 岡 田 庄 二  
 教育長職務代理者 西 尾 修 欣  
 委 員 小 栗 秀 子  
 委 員 樋 田 東 洋  
 委 員 村 松 訓 子

説明のため出席した教育委員会事務局職員等

副教育長 工 藤 博 也  
 事務局長 鈴 村 幸 宣  
 事務局次長兼学校教育課長 丸 山 頼 彦  
 事務局次長兼社会教育課長 柄 澤 史 枝  
 教育総務課長 瀬 瀬 千 尋  
 教育総務課総務係主査 長 谷 川 棕

日程第1 会議録署名者の決定  
 日程第2 会期の決定  
 日程第3 会議録の承認  
 日程第4 教育長の報告  
 日程第5 議事

議 事	案 件 名	結 果
議第15号	恵那市スクールバス運行管理規則の一部改正について	可 決
議第16号	恵那市教職員住宅管理規則の一部改正について	可 決
議第17号	恵那市学校給食の実施に関する規則の一部改正について	可 決
議第18号	恵那市教育委員会事務局組織規則の一部改正について	可 決
議第19号	恵那南地区中学校再編委員会設置要綱及び恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱の廃止について	可 決
議第20号	恵那市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について	可 決
議第21号	恵那市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒認定規則の一部改正について	可 決
議第22号	恵那市認定地域クラブに関する要綱の制定について	可 決
議第23号	恵那市認定地域クラブ運営支援委員会設置要綱の制定について	可 決
議第24号	恵那市市民三学運動推進に関する規程の一部改正について	可 決
議第25号	恵那市明知城跡調査検討委員会設置要綱の一部改正について	可 決
議第26号	恵那市社会教育委員の委嘱について	可 決
議第27号	第2期恵那市スポーツ推進計画(案)について	可 決

議第28号	第4次恵那市三学のまち推進計画（案）について	可決
議第29号	第6期恵那市家庭教育支援計画（案）について	可決
議第30号	恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区保存計画の改正について	可決
議第31号	恵那市歴史博物館（仮称）整備基本計画（案）について	可決
議第32号	史跡正家廃寺跡保存活用計画（案）について	可決

開 会（午後1時30分）

教育長 定刻になりましたので、令和8年第4回恵那市教育委員会定例会を始めます。  
よろしくお願いたします。

#### 1 会議録署名者の決定

教育長 日程第1、会議録署名者の決定です。  
小栗委員、樋田委員よろしくお願いたします。

#### 2 会期の決定

教育長 日程第2、会期の決定、令和8年3月25日、1日間です。

#### 3 会議録の承認

教育長 日程第3、会議録の承認です。

2つ会議録があると思いますけれども、まず2月18日の第2回教育委員会定例会の会議録について、修正等がありましたらお願いたします。

樋田委員 10ページの真ん中より少し下ですが、「これから学びのスリム化が必要」というところがありますが、「スリム化」ではなく「スチーム化」に修正をお願いたします。

教育長 スチーム教育の「スチーム」ですね。

樋田委員 はい。学びのスチーム化です。

教育長 分かりました。

教育長 あとはよろしいですか。

それでは、こちらについては今の修正をして承認といたします。

続いて、3月6日の第3回教育委員会臨時会の会議録について、修正等がありましたらお願いたします。

よろしいですか。では、こちらは修正なしということで承認といたします。よろしくお願いたします。

#### 4 教育長の報告

教育長 日程4、教育長の報告です。

まず、2月19日に例年ですけれども、日本公衆電話会こども手帳贈呈式がありました。日本公衆電話会で手帳を作られていて、公衆電話のことや災害のこと、それから危機管理的なことなどの情報がたくさん載っている手帳です。それを毎年新5年生に配ってくださいますということで頂きました。今、土岐市と恵

那市だけに配ってくださっているということで、来年になったらまたこれを児童に配って、いろいろな授業に使えたらと思っています。

2月20日には、恵那市の教育実践論文表彰式がありました。応募総数は24点で、優秀賞10名、優良賞4名、特別賞1名でした。教員だけではなく養護教員の先生なども応募いただけるわけですが、少し応募数が少ないかと思えますけれども、それぞれ良い論文を作ってくれていると感じました。

それから、25日には有給インターンシップの体験報告会がありました。恵那市役所で有給インターンシップを行っているのですが、それに参加した12名の方の発表がありました。時間は5分という短い時間での発表なのですが、自分の考えを端的にまとめて分かりやすい発表でした。1年生から3年生まで、いろいろな子がいるのですが、こうやって恵那市役所の仕事を知ってもらいながら、多くの方に市役所を受けていただけるといいなということ思いながら話を聞いていました。若者らしい提案もたくさんあって、すぐにでも使えそうな提案もありました。私たちも学びが多かったと思っています。

それから、同日に大井第二小学校の中間まとめの会がありました。中間まとめとしては良い授業提案でしたし、来年度の本発表に向けて何をすべきかということが明確になった会でした。あと中間まとめとは別ですけど、学校の雰囲気が少し変わったということを感じています。人間関係作りのような新しい取組を行っていて、それが子供の姿に現れているということを感じました。

それから、同じ25日には恵那南地区統合中学校準備委員会の総会がありました。最後の総会となったわけですが、残りの3つの課題である、校歌のこと、学校運営協議会のこと、それから生徒会のことを議論いただきまして、承認いただきました。恵那南地区統合中学校準備委員会を始めてから、会議は総会、理事会、幹事会、そして三つの部会があったのですが、全部で77回の会議を開催して、延べで言いますと1,503人の方に参加していただきました。本当に多くの方に関わっていただき、皆様のおかげでここまで来られたということ、この恵那南地区統合中学校準備委員会の最後にもお話をさせていただきました。

2月27日には人権同和講演会がありました。例年この時期に人権同和講演会を開催していますが、講演をしていただける先生もいろんな方がみえて、この方は実際にご両親がそういう地域の出身の方で、自分は全然違うところで生まれてということでした。やはり同じ人権同和でも人によって視点が違うので、いろんな方の話を毎年聞くことはすごく勉強になるし、私たちが思わぬようなこと、当たり前だと思えることが当たり前ではないとか、そういうことも教えていただいたので、来年度以降も続けていけるといいと思いました。

3月3日には、恵那市のいじめ問題対策検討会議ということで、これは年に2回ですが、今年の子供たちの状況等の話をさせていただきました。

3月4日には、学校給食食物アレルギー対応検討委員会と給食運営委員会がありました。アレルギー対応検討委員会で特に話題になったのが、食材でクルミ

が落花生などと同じで、アレルギーのことにに関してかなり気を付けなければならないものということです。少し前に県内で緊急搬送された例があって、調べてみたらクルミが原因だったということです。こういったナッツ類は、年を重ねてから急に発症することがあるようで、その緊急搬送された方も以前まではアレルギーという診断を受けていないし、何か分からなかったのだけれども、よく調べたらクルミだったということがあって、クルミを食材から外すかどうかということが検討されました。恵那市の郷土食である五平餅はクルミを使っていますが、伝統食を子供たちに伝えたいということで、残した方がいいのではないかというようなご意見もあったのですけれども、やはり危険なものは外せるものなら外した方がいいということです。最後に私も意見を求められたので、郷土食や食育も大事なんだけど、やはり命に関わることと、そもそも食べられない子が同じ場にいるということの辛さなども考えたときには、外しましょうということをお話しました。そのときに「そうやって外していくと、卵だって同じではないか」など、いろいろなご意見がありましたけれども、卵でいうと小さい頃からアレルギーかどうかということが分かることや、そのほかにも空気から発症するかどうかなどいろいろと状況が違うので、そのときの状況で考えるといいと思います。少し極論だったかもしれませんが、もし卵が本当に危険であれば、やはり外すかどうかを検討しないといけませんし、それで食べるものが減ったとしても、それを工夫して安全なもので給食を提供することが大事なのではないかという話をさせていただきました。最近はこのクルミのアレルギーで給食を配慮してほしいという子が増えてきていますし、エピペンを持っている子の半分くらいがクルミアレルギーの子で、それも含めて検討させていただいた結果ですので、来年度からはクルミも落花生と同じように提供されなくなるということで確認をしました。

3月6日は中学校の卒業式でした。私は恵那北中学校へ行きましたけれども、落ち着いた雰囲気の中で本当によい卒業式でした。3月24日の小学校の卒業式は長島小学校へ行きました。どちらもよい卒業式でしたが、共通していたことが一つあって、卒業生から担任へのサプライズが両方ともありました。小学校では卒業生が呼びかけみたいなのをやるのですが、担任の先生へのメッセージのところだけは先生がいないところで練習をしたので、うまくいくかどうか分かりませんというようなお話でしたけれども、本当に上手に担任の先生にメッセージを伝え、保護者の方にもメッセージを伝えてということで、こういう力も大切だと思いました。共により卒業式に出席させていただいてよかったと思っています。

3月8日は少年消防隊の修了式がありました。今年は5年生が25名、6年生も25名で合計50名でした。そのうち2年間皆勤の6年生が12名いて、私も5年生から見えています。やはり2年間活動すると姿勢や動きも変わってきて、きりっとした姿になって中学校へ行くことを思うと、これも良い体験の場となっているということで感謝をしながら見させていただきました。最後です。今日、私学の通信制を受ける子が一人いるのですけれども、今年の

390人の卒業生ですが、そのうち高校進学を希望している子は、通信制の子を除いて全員の進路先が決まっています。一人は就職という道を選んでいるので、その子はこれからだと聞いていますけれども、これで進路も落ち着いたということでございます。私からの報告は以上です。

## 5 議事

教育長 日程第5、議事に入っていきます。今日は議案が多いですけれども、よろしくお願いいたします。

初めに、議第15号恵那市スクールバス運行管理規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第15号恵那市スクールバス運行管理規則の一部改正について説明。

教育長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いします。

西尾委員 本来、スクールバスというのは登下校で使うものであり、それ以外で使うときに、この申請が必要になるということですが、学校行事のみですか。子供を送り迎えすれば学校行事ではなくても使えますか。

事務局長 学校行事だけです。

西尾委員 乗るのは児童生徒だけれど、ほかの行事にスクールバスを使うことはできますか。

事務局長 そういうことは可能です。学校として子供たちがほかの行事に行くというときは目的外利用になります。

教育長 市内の社会見学などが目的外利用になります。

ほかにご質問等はよろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第16号恵那市教職員住宅管理規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第16号恵那市教職員住宅管理規則の一部改正について説明。

教育長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いします。

よろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第17号恵那市学校給食の実施に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第17号恵那市学校給食の実施に関する規則の一部改正について説明。

教育長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いします。

小栗委員 学校からこの連絡が来ていたのですが、これはもう決定事項ということによろ

しいでしょうか。

事務局長 本日承認をいただいて決定という形になります。

教育長 ほかはよろしいですか。

村松委員 例えば、不登校などで長期欠席の場合、この2,000円はどのようになりますか。

事務局長 給食停止の申し出があれば負担はありません。

村松委員 それは今までの給食費と同じ考えですね。

事務局長 一緒です。

教育長 例えば半月くらい給食を食べていない場合、半月だから1,000円でいいのではないかというような感覚を持つかもしれないのですけれども、原材料費が436円なので、5日食べれば2,000円を超えているので、その分は頂きますということです。その後どれだけ休みがあったとしても、そこはご理解をいただければありがたいということです。

樋田委員 単価を変えるということなので、光熱費や設備費にかかるものは取らないということですよ。今まで小学校の286円というのは材料費ですよ。材料費を286円から385円にするという解釈ですね。

事務局長 そうです。給食は週5日ですけれども、今までもこの足りなかった分は、市がもう1日分の食材費を「エーナ給食の日」という形で、地元食材、地元のお店を使ってくださいという名目の下、上乗せをしていましたので、給食センター側から言うと、6日分の材料費をもらって5日分の給食を提供していたという形です。実際、5日分の材料費を賄おうと思うと、この単価にしないと賄えないという考え方です。

樋田委員 分かりました。

教育長 そのほかよろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議第18号恵那市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第18号恵那市教育委員会事務局組織規則の一部改正について説明。

教育長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いします。

西尾委員 20ページの16番で「下田歌子賞」が、括弧でくくってあります。同様の感覚で言えば、21ページの「佐藤一斎學びのひろば」も括弧でくくった方が見やすいと思いました。

事務局長 「佐藤一斎學びのひろば」は施設名でございますので、そこに施設の管理もというような意味もございます。

教育長 そのほかよろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第19号恵那南地区中学校再編委員会設置要綱及び恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱の廃止について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第19号恵那南地区中学校再編委員会設置要綱及び恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱の廃止について説明。

教育長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いします。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第20号恵那市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長兼学校教育課長

議第20号恵那市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について説明。

教育長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いします。

樋田委員 第4条第2項の委員のことなのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、たしか地域学校協働活動推進員を入れるように提示されていたような気がするのですが、ここには明記しなくてもいいのですか。入れてもいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

事務局次長兼学校教育課長

この規則を制定するに当たりまして、恵那市の法令審査会等がございました。どういう文言で委員の名称を扱うかというところですが、その個別の委員名を書くということではなく、ここでいうと例えば学識経験や対象学校の所在する地域の住民など、この表現の中でそれを網羅できるということで、個別の名称ではなく、この表現としております。地域学校協働活動推進員の方には参画していただくということは実務的には考えておりますので、よろしく願いいたします。

樋田委員 若干、この推進員について課題があるという話を聞いています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5には、「社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」と明確に規定しているのですよね。そこまで地域学校協働活動推進員は入るべきであるということを規定しているので、趣旨は分からないわけではないのですが、入れないという積極的な理由が何かということ若干疑問に思えます。

教育長 確認をすると、基本的には地域学校協働活動推進員も入れましょうというような趣旨でできていて、恵那市としては、地域学校協働活動推進員は入りますと。ただここではそれも含めて、ほかの人も含めて入れるようにというようなことで書いてあるので、例えば内規などでこの中にこういう人を入れるということをしておく必要があるかもしれないということですね。

事務局次長兼学校教育課長

地域学校協働活動推進員という文言は、法律の方で明記されていれば、そこで実際にそういう方々もこの役職に就いていただきたいというものであるので、恵那市のこの法制的なところでは、明記はしないのですけれども、そういう方々が委員として入ってくるということを前提としているというふうに解釈するものと思っています。

樋田委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、「対象学校の運営に資する活動を行う者」というふうに言っているのですね。「対象学校の運営に資する活動を行う者」の中心は誰かという、地域学校協働活動推進員のほか、その人も含めて学校運営に資する活動を行う者ということですので、ここでわざわざ推進員を書いているのですけど、この中にはそこまで書いてないのですね。推進員という役職を外すというならば、それは分かるのですけど、対象学校の運営に資する活動という部分が、ここは少し弱いかと思いました。

教育総務課長

これは条例ではなくて規則なので、その上位法が優先されます。そういった中で、事務局次長兼学校教育課長が申しましたように、上位法を優先させながら、法の解釈がありますけれども、恵那市としては規則の中でこういった幅広い形で収めていくということです。条例だと問題がありますけれども、これは条例ではないので、抵触はしないと思います。

教育長 この規則については、上位法が優先されることとなりますが、そういった方たちを入れるということの確認を十分に行って、適切に運営していくという形で取り組んでいきたいと思います。

そのほかはよろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第21号恵那市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒認定規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長兼学校教育課長

議第21号恵那市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒認定規則の一部改正について説明。

教育長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いします。

よろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第22号恵那市認定地域クラブに関する要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第22号恵那市認定地域クラブに関する要綱の制定について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

樋田委員 この要綱を受けて次の議第23号にある恵那市認定地域クラブ運営支援委員会もいろいろと動いていくことになると思うのですが、第2条がすごく大事なところではないかと思えます。この認定地域クラブは、学校教育から少し離れていくこととなりますが、将来的にいろんな状況が起こることが予想されるわけです。本人や保護者の志向や要望というのは多様になっていて、指導する指導者のスタンスもいろいろなものになっていくことが予想されます。例えば、「競技性や成果だけに偏った活動になるのではないか」あるいは「生徒の自主的・自発的な活動が少し軽視されていくのではないか」そういう心配がされています。国のガイドラインを見ると、やはりこのことは特に留意するようにといいことをはっきりと言っています。そういう観点で認定要件を読むと、確かにこの第1号のところに、「学校部活動の教育的意義を継承及び発展させた活動」と書いてあるのです。ところが、競技性や成果にだけ偏った活動とか、生徒の自主的・自発的な活動が軽視されていくというようなことにならないようにというふうなイメージはなかなか持ちにくいのですよね。この間見せていただいた市のガイドラインにも、同じようなことが書いてあるのだけど、そこまではっきりとは書いてないのです。そうすると、その辺をどこかで書いておいた方がいいのではないかというふうに思います。ここに入れるのもその一つであると思います。確かにこの第1号には書いてあるので、そういうふうに読めば読めるのですが、ただ実際にはそんなふうに機能しないのではないか。今、危惧されていることは、競技性や成果だけに偏った活動になってしまうのではないかということです。例えば、生徒の自主的・自発的な活動が軽んじられていくのではないかというようなことが、学校部活でも全くなかったとは言えないのですけれど、ますますということが危惧されているので、その辺についてどうかというふうに思います。

事務局長 まさに樋田委員がおっしゃるとおりでございまして、次の議第23号にも少し絡んでくるのですけれども、そういったところが維持されるためのガイドラインでございまして。この次の恵那市認定地域クラブ運営支援委員会については、このガイドラインでスタートするのですけれども、見直し等もここ運営支援委員会の仕事になりますし、極論を言うと、そういったところが顕著に見られるような団体については認定をしないといふところもその運営支援委員会の仕事でございまして。なので、ガイドラインをもう少し具体的に変えていくということは、この活動を始めた段階で年に1回の見直しをしていくということになっておりますので、そこで対応していきたいということは考えています。

教育長 ほかにご質問等はよろしいですか。

委員 それでは、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり承認することに決

定しました。

続いて、議第23号恵那市認定地域クラブ運営支援委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第23号恵那市認定地域クラブ運営支援委員会設置要綱の制定について説明。  
教育長 ただいまの説明について、ご質問等あればお願いします。

よろしいですか。では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第24号恵那市市民三学運動推進に関する規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長兼社会教育課長

議第24号恵那市市民三学運動推進に関する規程の一部改正について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等あればお願いします。

西尾委員 三学塾という表現はもうなくなるということですか。

事務局次長兼社会教育課長

三学塾が全くなるということではないです。三学塾というのは、市民講座などの各種講座の総称になります。三学は推進していくべきものなので、なくなるということではないです。

教育長 そのほかはよろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第25号恵那市明知城跡調査検討委員会設置要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第25号恵那市明知城跡調査検討委員会設置要綱の一部改正について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

よろしいですか。では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第26号恵那市社会教育委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長兼社会教育課長

議第26号恵那市社会教育委員の委嘱について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

よろしいですか。では、本議案については、原案のとおり承認することにご異

議ありませんか。

- 委員 異議なし。
- 教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり承認することに決定しました。
- 続いて、議第27号第2期恵那市スポーツ推進計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 議第27号第2期恵那市スポーツ推進計画（案）について説明。
- 教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
- 樋田委員 3ページのところに、国のスポーツ基本計画を参酌してというふうに書いてあって、そういうことで策定されていると思うのですが、国の第3期スポーツ基本計画は来年度で終了します。この第2期恵那市スポーツ推進計画がこれから4年となると、4年間のうち、令和9年度から令和11年度までの3年間は、国の第4期スポーツ基本計画とずれるわけです。先ほどの地域クラブのことがこの中には入ってきているので、十分今後のことはこの中に盛り込まれているとは思いますが、現行のものを参酌すると来年までで切れてしまうので、その辺をどのように捉えているかということの確認です。
- 事務局長 国の方が令和9年度に示す計画がどういう内容になるかというのは、この先のことですけれども、現在のところは令和8年度までの計画を参酌してということにはなっています。中身的には先ほどの部活動の地域展開の話については、この地域クラブとして展開していくという中身で記載をさせていただきますので、このあたりで参酌してという表現がうまく合っていないかと思いますが、少し先取りしたような形で、特に中学校の部活動の地域展開に関しては動いていくという形になります。計画期間については、市の総合計画に合わせて作ってあるのですが、国のスポーツ基本計画との時期がずれてしまうということがあるので、この先言葉の表現も含めて整合性はとっていくべきかと思っています。
- 樋田委員 分かりました。
- 教育長 そのほかよろしいですか。
- 西尾委員 恵那市スポーツ推進審議会の名簿、それから、恵那市スポーツ推進計画策定委員会の名簿、これは令和8年3月現在ということで名前が載っているわけですが、個人の名前ではなく所属団体名等で決めてあるわけですか。肩書が変わるということも十分あるわけですが、もしその人がそこから外れた場合には、その所属団体名等の肩書に新たに就いた方がここに入るということでいいのですか。
- 事務局長 そうということです。
- 教育長 ほかにご質問等はよろしいですか。
- 委員 異議なし。
- 教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり承認することに決定しました。
- 続いて、議第28号第4次恵那市三学のまち推進計画（案）について、事務局

から説明をお願いします。

事務局次長兼社会教育課長

議第28号第4次恵那市三学のまち推進計画（案）について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

よろしいですか。では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第29号第6期恵那市家庭教育支援計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長兼社会教育課長

議第29号第6期恵那市家庭教育支援計画（案）について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

よろしいですか。では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第30号恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区保存計画の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 議第30号恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区保存計画の改正について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

よろしいですか。では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第31号恵那市歴史博物館（仮称）整備基本計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 議第31号恵那市歴史博物館（仮称）整備基本計画（案）について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

西尾委員 「恵み」という表現が出てきましたが、新しいキーワードになるのかなというふうに思いますけれど、今後いろんな施策でこの言葉が使われていくのですか。

事務局次長 いろんな施策で使われるかは分かりませんが、この博物館をつくっていく上では、検討委員会の中で、恵那の「恵」と「恵み」という言葉をかけて、この文化もいろんな歴史的な地域遺産も、そういうものも恵那の恵みでしょうというような意味合いがあって、こういった表現を使わせてもらったということです。全体的にこれを使うというわけではございませんけれども、これは特に文化的

な特徴やそれぞれの地域にあるものを大事につないでいきたい、将来に保存していきたいというところからこの「恵み」が使われています。

西尾委員 結構です。

教育長 ほかにご質問等はよろしいですか。

小栗委員 今は別のところに収蔵庫があるのですか。

事務局長 合併後20年経ちましたけれども、それぞれに今は収蔵庫というよりも倉庫みたいな形になっています。展示ができるようなところはあまりなくて、唯一、岩村の歴史資料館というのが、城山から下りてきた山の麓にございますけれども、そこも保存状態があまり良くなく、適切な温度、湿度で管理できているかということでもなかったりするので、そういったばらばらになっているものを1か所に集めて、適切に保存していくというのが、まずこの大きな狙いです。やはりそうもしないと、年数とともに貴重な資源がどこかに行ってしまうという危険性もありますし、今の保存状態があまりよくないので、そういったことを防ぐためにも1か所にまとめます。建物もありますけれども、行財政改革の視点も含めて、それぞれの建物の中身を移動させ、いらなくなった建物は売却か取り壊しをして、コンパクトにしていく中の一つです。

教育長 そのほかにご質問等よろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、第32号史跡正家廃寺跡保存活用計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 第32号史跡正家廃寺跡保存活用計画（案）について説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

西尾委員 墓地のエリアは何かならないですか。

事務局長 墓地のところは、所有者が全員で20数人おみえですけど打診をしました。ここは400年ぐらい続く墓地で、皆さん思い入れが強くて、近々に亡くなられた方もここに眠っておられます。こういったことからほかへ移転するなんてことはまかりならないということで、現状で残してくださいというような要望をいただきました。そのため、植栽等で自然に囲いながら、このエリアから外れているということです。なかなか公園の墓地だとイメージ的にというところがありまして、そういった懸案事項も踏まえ、地元にも打診をしたところ、そのようにお返事をいただいているところです。正直なところ、墓地の移転はなかなか難しいものだと感じております。

西尾委員 そうすると、この墓地への進入路は。

事務局長 現在、徒歩で行く道は、資料の右の方に丸が2つあって正家古墳解説と記載してある辺りから、歩いていく道が今1本はあります。その道はそのままにしながら、茶色の四角の左側の方に道を造る予定になっています。今は何もないので、下の道に車を停めて右側の方の丘を歩いて行きます。

教育長     ほかにご質問等はよろしいですか。  
委員     では、本議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
教育長     異議なし。  
教育長     ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり承認することに決定しました。  
以上で、本日の議案審議は全て終了しましたので、これで令和8年第4回恵那市教育委員会定例会を閉じます。ありがとうございました。

午後2時53分閉会を宣言。

令和8年3月25日

教育委員     小栗 秀子

教育委員     樋田 東洋